

東武会 NEWS

東武会NEWS
No.1807
平成18年7月発行

今月のトピック

特例有限会社か？株式会社化？

この度の会社法施行に伴い、『有限会社』は廃止となりました。新規に『有限会社』を設立することはできなくなりましたが、既存の有限会社はそのまま『(特例)有限会社』として存続することができます。

また、『株式会社1,000万円以上、有限会社300万円以上』という資本金規制も撤廃されましたので、資本金300万円の『有限会社』をそのまま資本金300万円の『株式会社』とすることも可能となりました。

つまり、『有限会社』は『(特例)有限会社』として継続するか、『株式会社』に変更するかを選択することができます。

そこで、『特例有限会社』と『株式会社』のメリット・デメリットを比較してみました。

	特例有限会社	株式会社
メリット (一例)	・取締役等の任期がない ・決算公告が不要 ・時期の経過により『有限会社』が希少になることも...	・『株式会社』は大きな会社、という世間一般のイメージ ・機関設計の自由度が高い ・出資者の数に制限がない
デメリット (一例)	・『有限会社』は小さな会社、という世間一般のイメージ ・吸収合併存続会社などになることが制限される	・取締役等に任期の制限があり(10年)任期満了時には変更(重任)手続きが必要 ・決算公告が必要

「有限会社」を「株式会社」に変更するには、有限会社解散・株式会社設立の登記など一定の手続き・費用が必要です。

困りごと無料相談会日程 (随時追加予定)

7月9日(日)
朝霞市民会館
9:00~16:30

7月16日(日)
新座市民会館
9:00~16:30

7月22日(土)
富士見市民文化会館
9:00~18:00

8月6日(日)
朝霞市民会館
9:00~16:30

8月26日(土)
フォーシーズンズ志木
10:00~18:00

8月27日(日)
にぎほっとぶらざ
10:00~17:30

9月30日(土)
富士見市民文化会館
9:00~18:00

専門業務部通信

<環境業務部>

取引先の業態悪化、どこに着目したら良い？

目まぐるしい経済状況の中、従前安全と見られていた、「地元老舗」「上場」「まだ大丈夫」が通用なくなっています。企業悪化の早期兆候は、どこに注目すれば良いのでしょうか？

- 主力販売先・受注先の入れ替わり
 - 役員間・家族間の内紛
 - 不在がち・連絡がとりにくい
 - 社員の愚痴・会社の悪口
 - 経理担当者の交代、退職
 - 応接態度の低下、職場の沈滞
 - 退職者の増加
 - 取引態度の急変・約束事の不履行
 - 手形期日が不規則
 - 支払条件の変更・延長
- どこの企業でも、この内1、2は該当するものと思えますが、半分以上該当するようだと、要注意と考えられます。

<環境業務部>記事は今回お休みです。

<国際業務部>

会社法施行に伴う、必要のない登記費用等を請求する「振り込め詐欺」にご注意

最近、会社法の施行に伴い登記が必要なので、そのための登記費用の振込みを求められたとの情報が寄せられています。

すでに登記をしている会社のうち、資本金の額が5億円以上の会社等の一部の会社を除き、会社法等の施行に伴う必要な登記については登記官が職権で登記をしますので、新たに登記の申請をしていただく必要はありません。

<国際業務部>記事は今回お休みです。

<陸運業務部>

「川越ナンバー」平成18年10月10日発進!!

自動車の、新たな地域名表示ナンバープレート(ご当地ナンバー)として、「川越ナンバー」が、平成18年10月10日、誕生します。

<対象地域>

川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町
また、今回同時期に日本全国で計18種類のご当地ナンバーが誕生します。

<新たな「ご当地ナンバー」>

仙台 会津 那須 高崎
つくば 諏訪 金沢 川越
柏 成田 伊豆 豊田
岡崎 一宮 鈴鹿 堺
倉敷 下関

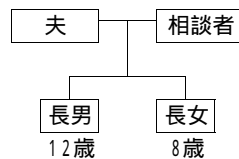
今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。

夫婦関係が悪く、離婚を考えています。結婚15年、12歳と8歳の子がおります。夫には女性関係があると思われるのですが、確証はありません。

私の両親も離婚するのなら早い方が良いと離婚を勧めますが、子供の事や経済的な事はまだ行なっていません。

具体的にはどのような点に注意すべきでしょうか。



離婚に当たってまず考えなければならない事は、子の親権者 財産分与 慰謝料 養育費等があります。「子の親権者」とは通常は父母のどちらが養育するのかを決める事を言いますが、稀に親権を親権と監護権に分割し、親権者と監護権者を分けるケースもあります。例えば子の法律行為に関する事を父母のいずれかに親権者として定め、子と同居監護養育する者を他の一方に定める場合です。「財産分与」は婚姻後に形成した財産を分割する事を言いますが、借金もある意味財産ですので、住宅ローン等がある場合、その処分が問題になるケースもあります。「慰謝料」は離婚に至った不法不当な原因を作った側が相手方に支払うものです。(ですと必ず発生するとは限りません)「養育費」は子を養育する期間に子を手に置いていない側が相手方に支払うものです。

離婚問題が発生している場合、感情的になるのは仕方ありませんが、夫婦以外の親族等が本人以上に興奮して相談に来られるケースもあります。結婚と同じく離婚も本人が決めるものです、周りは特に冷静に。

東武会 “今月の重点活動”

建設業許可更新キャンペーン実施中!

ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

「相続・遺言」の出張勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会出張開催いたします

- 一般・企業向け勉強会
 - ・相続・遺言
 - ・独立・開業
 - ・会社の財務
 - ・各種営業許可
- 行政書士向け業務勉強会
 - ・相続・遺言業務
 - ・在留資格等国際業務
 - ・産廃許可等環境関係業務
 - ・運送事業関係業務

詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

行政書士ネットワーク東武会

事務局のご案内

所在地

埼玉県志木市上宗岡1-17-15
(内藤行政書士事務所内)

TEL/FAX 048(487)2014

ホームページ http://www.toubukai.net
メール info@toubukai.net

行政書士 内藤 明雄

行政書士 新井 浩

行政書士 関 智一

行政書士 藤田 浩樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。